

三重労働局では

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します

期間：平成29年10月2日（月）～平成29年12月15日（金）

働く人も、企業の担当者も、ご相談下さい！

総合労働相談コーナーでのハラスメント対応特別相談日

期間中、三重労働局および地域の労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに、ハラスメント対応特別相談日を設けます。日頃より総合労働相談コーナーでは職場でのハラスメントに関する相談に応じておりますが、期間中、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、セクシュアルハラスメントについて専門の相談員が受付する相談日を設けます。開催日は次ページをご覧ください。

たとえば、こんな疑問に対応します。

働く人

企業の担当者

上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。

非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を受けたが、会社としてどうすればよいのだろう。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社としてなにをすればよいのだろう。

会社として、妊娠等した労働者に、どのような取扱いをしたら、均等法などに違反するのだろうか。

上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置

近年、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。このため、平成29年1月1日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられています。詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用均等 > 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

妊娠・出産・育児休業・介護休業などを理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律※で禁止されています。

※男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法

○妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります(母子健康手帳でも紹介されていますのでぜひ読んでみて下さい)
○育児や介護のためのさまざまな制度は、男性も取得することができます。制度について知りたい場合も、お気軽にご相談下さい！



ハラスメントに困っておられる労働者の方のほか、「セクハラ・マタハラ防止の規定や会社に貼るポスターを作りたい」という事業主の皆さんも、ぜひ、次ページの特別相談窓口へご相談下さい。

相談**無料**

三重労働局があなたのお力になります

電話・来場
どちらも可

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します
まずは相談して下さい

総合労働相談コーナーでのハラスメント対応特別相談日

期間中、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、セクシュアルハラスメントについての相談員による相談日を設けます。

場 所：四日市労働基準監督署 / **相談時間**：11時00分～15時30分

開催日：10月25日(水) / 11月24日(金)

電話番号：059-351-1661 所在地：四日市市新正2-5-23

場 所：松阪労働基準監督署 / **相談時間**：11時00分～15時30分

開催日：10月20日(金) / 11月15日(水)

電話番号：0598-51-0015 所在地：松阪市高町493-6・松阪合同庁舎

場 所：伊勢労働基準監督署 / **相談時間**：11時00分～15時30分

開催日：10月27日(金) / 11月22日(水)

電話番号：0596-28-2164 所在地：伊勢市船江1-12-16

場 所：伊賀労働基準監督署 / **相談時間**：11時00分～15時30分

開催日：10月18日(水) / 11月17日(金)

電話番号：0595-21-0802 所在地：伊賀市緑ヶ丘本町1507-3 伊賀上野地方合同庁舎

場 所：熊野労働基準監督署 / **相談時間**：11時00分～15時00分

開催日：11月28日(火)

電話番号：0597-85-2277 所在地：熊野市井戸町672-3

各会場、予約は不要ですが、相談者が複数いらっしゃる場合はお待ちいただくことがあります。

あらかじめ時間を決めて相談したい等のご希望があれば、

三重労働局雇用環境・均等室(TEL059-226-2318)にお電話ください。

予約優先にて承ります。

なお、津労働基準監督署・三重労働局雇用環境・均等室では、

上記以外の日でも相談を受け付けています。お気軽にご相談下さい。

所在地：〒514-8524 津市島崎町327-2・津第二地方合同庁舎

電話番号：津労働基準監督署 059-227-1282

三重労働局雇用環境・均等室 (パワハラ) 059-226-2110

〃 (いわゆるマタハラ・セクハラ) 059-226-2318

相談時間：8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く平日)